

別記第11号様式（第16条関係）

一般廃棄物処理業許可証

第 2 0 号 許 可
平成30年 4月17日

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2
 有限会社 タナベ
氏 名 代表取締役 田邊 宏 様

更別村長 西 山



平成30年4月17日付をもって申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

事業の	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
範 囲	取扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品など)
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ	
許 可 期 間	平成30年 4月23日から 平成32年 4月22日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	更別村全域	
許可条件	収集した廃棄物の 搬 入 場 所	十勝圏複合事務組合くりりんセンター 帯広市西24条北4丁目1番地5
	そ の 他	各種関連法規を遵守すること。